

18世紀初期の越前大野における町人地の再編成

渡 邊 秀 一

〔抄 録〕

作成目的や記載内容の異なる城下町絵図を時間軸上に置き、城下町の町人地の変容を追う第一歩として、越前大野の町蔵（町会所）に所蔵されてきた絵図の中から大野町道筋江筋絵図を取り上げ、分析した。その結果、領主の交代を契機として町数を整理縮小するかたちで再編が進んだことが明らかになった。それは町割・町名の変化をもともなうものであった。また、大野町道筋江筋絵図は再編以前の町人地を描いた絵図をベースとし、新たな変化をそれに書き加えることで成立しており、再編過程を重層的に表現していた。絵図自身は再編過程の一断面を記したものであるが、そこからは三段階の再編のステップが読み取れた。

キーワード 近世城下町、城下町絵図、町割、越前大野、大野町道筋江筋絵図

はじめに

近世城下町の歴史地理学研究にとって、城下町絵図は欠くことのできない資料の一つになっている。その城下町絵図の資料的価値を認めて積極的に活用し、最初に大きな研究成果を挙げたのが矢守一彦であった。矢守は図として描きとめられた城下町の姿の中に近世封建社会の身分制的秩序の空間的投影として地域制を読み取ったのである⁽¹⁾。以来、城下町絵図が盛んに利用されるようになったが、矢守以後の近世城下町研究を顧みると、矢守が残した成果に縛られ続けてきた感はぬぐえない⁽²⁾。

一口に城下町絵図といっても多種多様である。矢守は数多くの城下町絵図から読み取った地域制を成立・完成・崩壊という時間軸の上において整理し、近世城下町プランの変容系列を発想したが、筆者は作成目的あるいは記載内容の異なる多様な城下町絵図、とくに町絵図を時間軸上に置き、城下町の町人地の変容を追ってみたい。

本稿が対象とする城下町は越前大野である。越前大野には町蔵に所蔵されてきた宝永元(1704)年間以降の絵図が、幾舗か残されている。その中には大火後の復興と防火対策に関わ

る絵図⁽³⁾、新規の水路敷設に関する絵図や、町人地全体を収めた町絵図の3種がある。本稿では、その町絵図の中から最も古い大野町道筋江筋絵図を取り上げて、絵図の記載内容の考察を通して17世紀末における城下町大野の変容、具体的には町割の変更による町人地の再編過程をみていく。

I 大野の町蔵所蔵絵図

(1) 18世紀前半作成の大野町絵図

越前国大野は16世紀後半に形成された歴史の古い城下町である。16世紀末から17世紀初期にかけて越前国は柴田勝家や結城秀康の支配に入り、大野は大国内の一地方城下町に過ぎなかったが、寛永元（1624）年の松平直政入封（5万石）によって大野藩が成立し、それ以降奥越の中心都市となった。17世紀中期には頻繁に領主が交代したが、天和2（1682）年に土井利房が入封し、明治維新まで土井家の支配が続いた。ただし、初代土井利房は天和3年に死去しており、土井家大野藩の支配体制を確立したのは2代土井利知である。

現在残る史料はこの土井家時代のもので、17世紀末から18世紀中ごろまでの町絵図が若干含まれている。なかでも注目されるのが、町蔵（町会所）に所蔵されてきた一連の絵図で、それらは入封後間もない土井家の大野町政に関連した絵図である。それを年代順に古いものから列挙すると、宝永元（1704）年作成の大野町道筋江筋絵図（仮題）、次いで享保8（1723）年の大野町并浮地絵図（仮題）、享保15（1730）年の大野町絵図（仮題）、寛保3（1743）年の大野町免割絵図（仮題）⁽⁴⁾となる。このうち、大野町并浮地絵図は耕地絵図の一種である。大野町并浮地絵図を除く3種の絵図の記載内容を比較整理すると、表1のようになる。一見して明らか

表1 大野町絵図の記載項目

| | 大野町道筋江筋図 | 大野町絵図 | 大野町免割絵図 |
|---------|----------|-------|---------|
| 街 路 | ○ | ○ | ○ |
| 用 排 水 路 | ○ | ○ | ○ |
| 町 名 | ○ | ○ | ○ |
| 町 割 | ○ | × | ○ |
| 町 庄 屋 名 | ○ | × | ○ |
| 町 高 | × | × | ○ |
| 町 免 | × | × | ○ |
| 御 免 地 高 | × | × | ○ |
| 各 屋 敷 高 | × | ○ | × |
| 屋敷地所有者名 | × | ○ | × |
| 表間口・裏行 | × | × | × |

○…記載、×…記載なし

かなように、大野町絵図・大野町免割絵図には他の絵図にはない記載内容上の特色がある。大野町絵図は大野町の検地絵図で、各屋敷高と屋敷地の所有者名を記載し、大野町免割絵図は各町の町高・町免、

御免地高など租税関係の情報を記載しているのである。両絵図の記載内容に関する検討は別稿にゆずるが、両絵図の内容から享保15年に検地によって大野町の屋敷地一筆ごとに屋敷地高・所有者を確定し、その上で免(課税率)を定めたという筋書きが浮かんでくる。

こうした大野町絵図・大野町免割絵図に対して、表1を見る限りでは大野町道筋江筋絵図には特記すべき点がないように思える。しかし、大野町道筋江筋絵図の作成時期は2代藩主土井利知による大野藩政確立期であり、同じ時期に属する大野町絵図・大野町免割絵図に大野町行政確立のための措置が記録されていることから、大野町道筋江筋絵図にも必要とされた措置が何らかの形で描きこまれていると考えることができる。

(2) 大野町道筋江筋絵図の作成目的

大野町道筋江筋絵図は76cm×108cmという小型の手書き・彩色絵図で、「宝永元甲申年十月」と裏書きされている。描く範囲は町人地だけで、武家地や寺社地に関する記載はまったくない(図1)。大野町の街区・街路を別にすれば、彩色は緑・赤・白の3色で、線に用いられている。図のタイトル(仮題)にある江筋は緑色の線で表現され、街路を縦横に走っている。また、街区を囲い込むように3色の線が引かれ、街区の四隅と街路上には丹念に文字が書き込まれている。

街区を囲む線は一街区に2色が基本で、七間町通だけが3色になっている。また、街路をはさんで向かい合う街区には同一の色が用いられている。長方形街区の両側町を基本とする近世的な大野の街並において、街区をはさんで同一色を用いるのはそれが町としてのまとまりを示すものであるからであろう。要するに、街区を囲い込む緑・赤・白の線は町割を示す町界線の意味をもっているのである。そして、街区の四隅には「東北角・西北角・東南角・西南角」と一々8方位が記載されている。これは街区四隅そのものを8方位で示したのではなく、東西街路と南北街路の交差点点から見た街区四隅の方位を8方位で示したものである。

一方、街路上に記載された文字情報は「壱番上町 彦市扮」などと記載されている。前者が町名であることは明らかであるが、後者については絵図中には何も説明がない。表2はこの町名について享保6(1721)年の文書中の町名と享保15(1730)年・寛保3(1743)年の絵図に記載された町名を挙げ、その変化をまとめたものである。大野町道筋江筋絵図に記載された町名は38である。その中には春日町や熊野町のように枝町も含まれているため⁽⁵⁾、38町すべてが自治的な地縁共同体としての町であったかどうかかわからない。しかし、その38町が享保15年には絵図上の町名数で19町⁽⁶⁾にまで整理され、さらに寛保3年になると絵図上の町名数は197、実質13町(町別免記載による)に整理されている。こうした町数の変化は、町域の変化を当然ともなっている。正善町が一番下町と二番下町に分割されたのもそのためであろう(後掲図2)。したがって、大野町道筋江筋絵図に始まる一連の町絵図の町名および町数の変化は、町割の変更をとまなう町人地の再編成が進んでいたことを示し、宝永元年時点において設定さ

れた、あるいは計画されていた町割を示すことに目的があったと理解できる。

表2 大野町絵図の記載項目

| 宝永元年 | 享保15年 | 享保15年 | 寛保3年 | | 備 考 | |
|------------|--------|--------|--------|---------------|---------------------------------|------|
| | | | 免 記 載 | 絵図記載 | | |
| 一番蔵町 | 一番上町 | 一番上町 | 一番上町 | 一番上町 | | |
| 一番上町 | | | | | | |
| 一番中上町 | 一番下町 | 一番下町 | 一番下町 | (記載なし) | | |
| 一番中町 | | | | | | |
| 一番下町 | | | | | | |
| 正善町 | | | | | | |
| 二番横町 | 二番上町 | 二ノ横町 | 二番上町 | 二ノ横町 殿 町 | 正善町は通り名として残存。 | |
| 正善町 | | 二番上町 | | 二番上町 | | |
| 二番細工町 | | | 二番下町 | 二番下町 | | 二番下町 |
| 二番道仁町 | | | | | | |
| 二番上町 | 二番下町 | 二番下町 | 二番下町 | 二番下町 | | |
| 二番中町 | | | | | | |
| 二番下町 | | | | | | |
| 門 前 正善町 | | | | | | |
| 三番大工町 | 大工町 | 大工町 | 大工町 | 三番上町 大工町入組 | | |
| 三番上町 | 三番町 | (記載なし) | 三番町 | (記載なし) | | |
| 三番湯屋町 | | 三番下町 | | | | 三番下町 |
| 三番桶屋町 | | | | | | |
| 三番下町 | 四番町 | 四番上町 | 四番町 | 四番町 鍛冶町入組 | | |
| 四番上町 | | | | | | |
| 四番中町 | | 四番下町 | | | | 四番下町 |
| 四番下町 | | | | | | |
| 四番荒町 | 鍛冶町 | 鍛冶町 | 鍛冶町 | | | |
| 五番上町 | 五番町 | 五番上町 | 五番町 | (記載なし) | | |
| 五番中町 | | 五番下町 | | | | 五番下町 |
| 五番下町 | | | | | | |
| 七間西町 | 七間西町 | 七間西町 | 七間西町 | 七間西町 | | |
| 七間東町 | 七間東町 | 七間東町 | 七間東町 | 七間東町 | | |
| 比丘尼町 | 比丘尼町 | 比丘尼町 | 比丘尼町 | 比丘尼町 | 春日町は比丘尼町の枝町。 | |
| 横岡町 | | | | 春日町 | | |
| 春日町 | 横 町 | 横 町 | 横 町 | 大鋸町 | 大鋸町・熊野町は通称地名として残存。また、熊野町は横町の枝町。 | |
| 大鋸町 | | | | 横 町 | | |
| 横 町 | | | | | | 熊野町 |
| 東新町 | | | | | | |
| 熊野町 | (記載なし) | 寺 町 | (記載なし) | (記載なし) | | |
| 寺 町 | | 後寺町 | | | | |

注1) 宝永元年は「大野町道筋江筋江図」記載の町名、享保6年は「大野町田畑町歩書上帳」記載の町名である。また享保15年は「大野町江図」、寛保3年は「大野町免割絵図」による。寛保3年の場合、絵図上の記載と余白における免割記載中で若干異なるため、併記した。

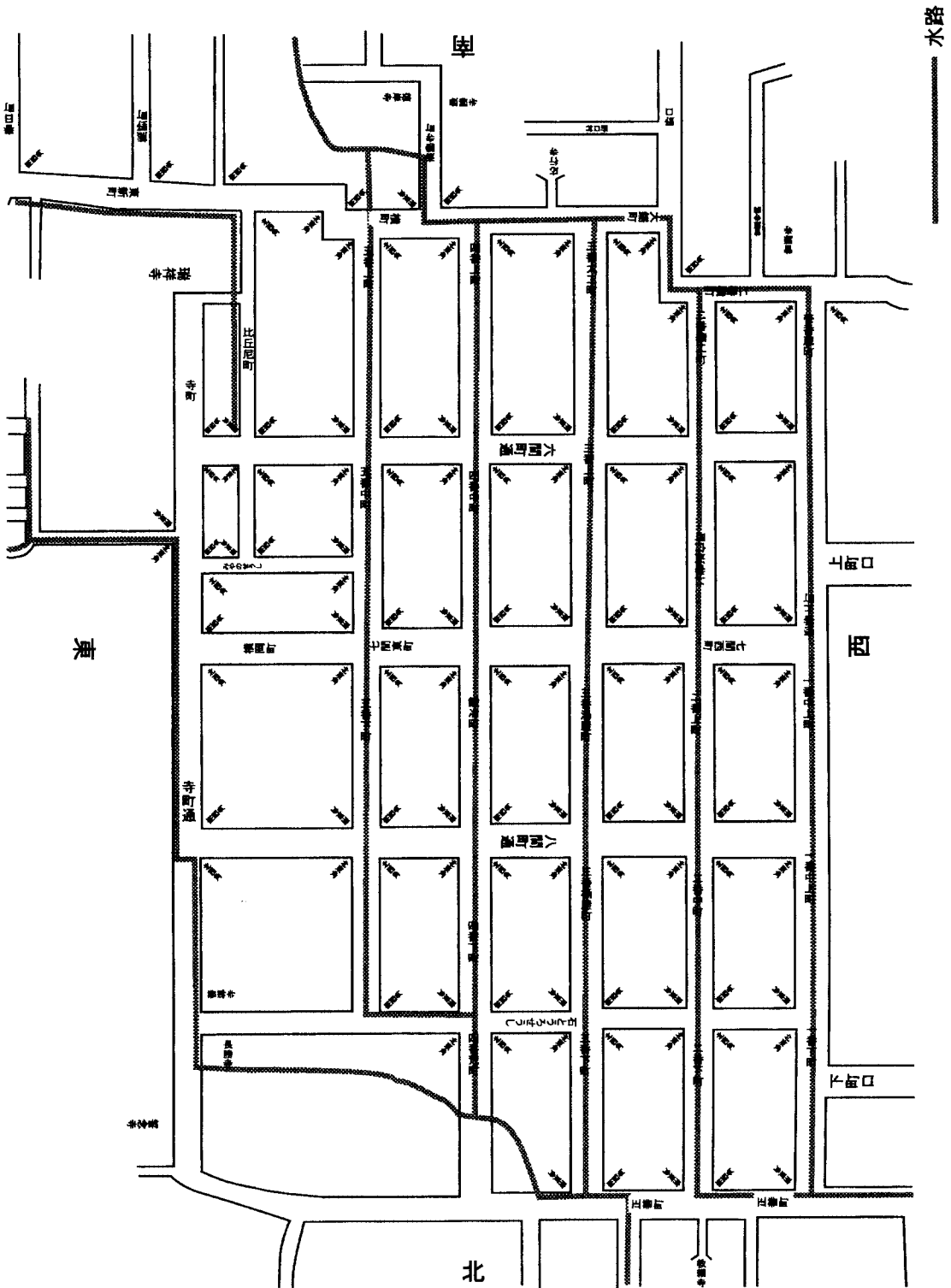


図1 「大野町道筋江筋図」の基本的記載内容（「大野町道筋江筋絵図」による）

II 大野町道筋江筋絵図の記載内容

（1）町人地の旧構造

大野町道筋江筋絵図は宝永元（1704）年の大野城下町図に新たな町割と管轄する庄屋名を記載したもので、その時点までの歴史を刻み込んだ城下町の姿と、変化しつつある城下町の姿とが二重に描かれている。とくに17世紀の大野に関する記録はほとんど見当たらず、寛永期の絵図⁽⁸⁾のほか17世紀中期から後期の成立とされる浅野文庫の『諸国当城之図』⁽⁹⁾や尊経閣文庫の『諸国居城図』（元禄5－1692年、有沢永貞撰）⁽¹⁰⁾に越前大野の城下町絵図が残されている程度である。したがって、大野町道筋江筋絵図に描かれた城下町の様子は土井家入封以前の町人地を考察する上で貴重な史料の一つになるとと思われる。以下では本稿の目的に沿って、大野町道筋江筋絵図の記載内容の中から町人地の再編成に関わる点を挙げておく。

- ① 旧38町は、基本的に2本の東西街路を境界とする区画である。
- ② 一番から五番までの上・中・下の位置関係に統一性がない。
- ③ 旧町名は一番・二番のほか上・中・下といった位置関係に因んだ街路・町の名称、職業に因む町名に大別できる。
- ④ 町人地の拡大をうかがわせる四番荒町（新町の意か）、東新町などの町名を含む。

①は東西街路が町界となる明快な、極めて人為的な都市計画があったことを示している。しかし、町名の点から見ると、四番荒町を新町と理解してこれを除けば、下町が北端に位置していることが唯一の一致点で、町名は街区割とは対照的に統一性を欠いたものになっている。横町通・正善町通を除く南北街路に限ると、一番町通～四番町通は各5町で、五番町通が4町、あるいは四番荒町を新町と理解し除けば、一番町通～三番町通が5町、四番町通・五番町通が各4町となる。いずれにしても上・中・下の3町分が取れ、残る1・2町に職人町等を配置するかたちをとっているが、職人町等の配置された位置が各通りによって異なった結果として、②のような状況が生まれたものと考えられる。一番町通に置かれたのは蔵町で、以下二番町通には細工町、三番町通には大工町・桶屋町、そして四番町通に鍛冶町が配置されている。鍛冶町以外は町人地南西部に集まり、職人居住地区のようなものがかつてあったと想定させる配置である。

宝永元（1704）年以前の城下町の基本的構造を考える上で注目されるのは、上記のうち①・②である。城下町全体としては南北方向の街路が卓越し、東西街路は南北方向に形成された町を区切る境界の役割を果たしている。実際、六間町通・八軒町通・宮の小路には町がなく、いわゆる「筋」になっている。その中で、南北方向の街並を分断するように街並をつくっているのが七間町通であるが、この七間町通の都市構造上の位置づけが大野の基本的な構造を左右するものになる。宝永元（1704）年以前の町界がどのように走っていたのか確認できる史料がないため推定の域を出ないが、水路の走向に加えて二番町通で七間町通以北から上・中・下と

町割されていることから、七間町通を軸とした計画を想定することは難しく、七間町通も筋に近い街路であったと考えられる。したがって、17世紀以前の大野は南北街路を町通りとして計画された城下町であったと考えられるのである。

(2) 町人地の都市構造変化

大野町道筋江筋絵図の町界は表間口側に所属する町の範囲が示されているだけで、町裏の境界が明らかではない。そこで、町屋敷すべてが短冊型の屋敷地で、屋敷地の奥行が統一されていると仮定して、大野町道筋江筋絵図に基づいて宝永元(1704)年時点における町界を想定した(図2)。細部はなお検討を必要とし、各町の裏行も必ずしも正確なものではないが、およその町域は知れよう。

図2によると、大野の町人地は17区域にまとめられている⁽¹⁾。一番町通は2区域であるが、二番町通は二番下町が1区域をなし、合わせて3区域に区分されている。三番町通は区画上2区域であるが、三番町と入り組んだ大工町があるため、実際は3区域である。四番町通では鍛冶町が1町を形成し区画されているため3区域になっている。これに対して、五番町は比丘尼町を含む寺町とともに1区域である。また、七間町通は東西2区域で変わっていない。大野町道筋江筋絵図ではこの他に横町・熊野町・春日町などを記載しているが、町の区画が水路と区別できず、図中に町界は示していない。熊野町は横町の枝村で、春日町も比丘尼町の枝村であることから、これらを数に含めず、横町だけを上記の区域に加えると計17区域になるのである。

大工町・鍛冶町が1区域をそれぞれかたちづくり、七間東町が五番町通を横断することなく終わっていることで1区域になるなど、若干不規則な点は残っているが、全体的には七間町通の2区域を境に南北に区分するという町割の基本形がこれらから読み取れる。その後の町割や町名を参照すると、七間町通以南が上町、以北が下町に該当している。ここで重要な点は七間町通が明らかに町再編の軸としてとらえられていることである。このことから直ちに七間町通が繁華な街並をつくり、名実ともに町通りになったとは言いがたいが、七間町通の都市構造上の意味が格段に大きくなったことは指摘できる。このようにしてみると、38町の再編は合併による町数の整理と区域(町域)の新たな確定という手段を通じて、町人地全体の構造を変革する目的があったと考えられる。

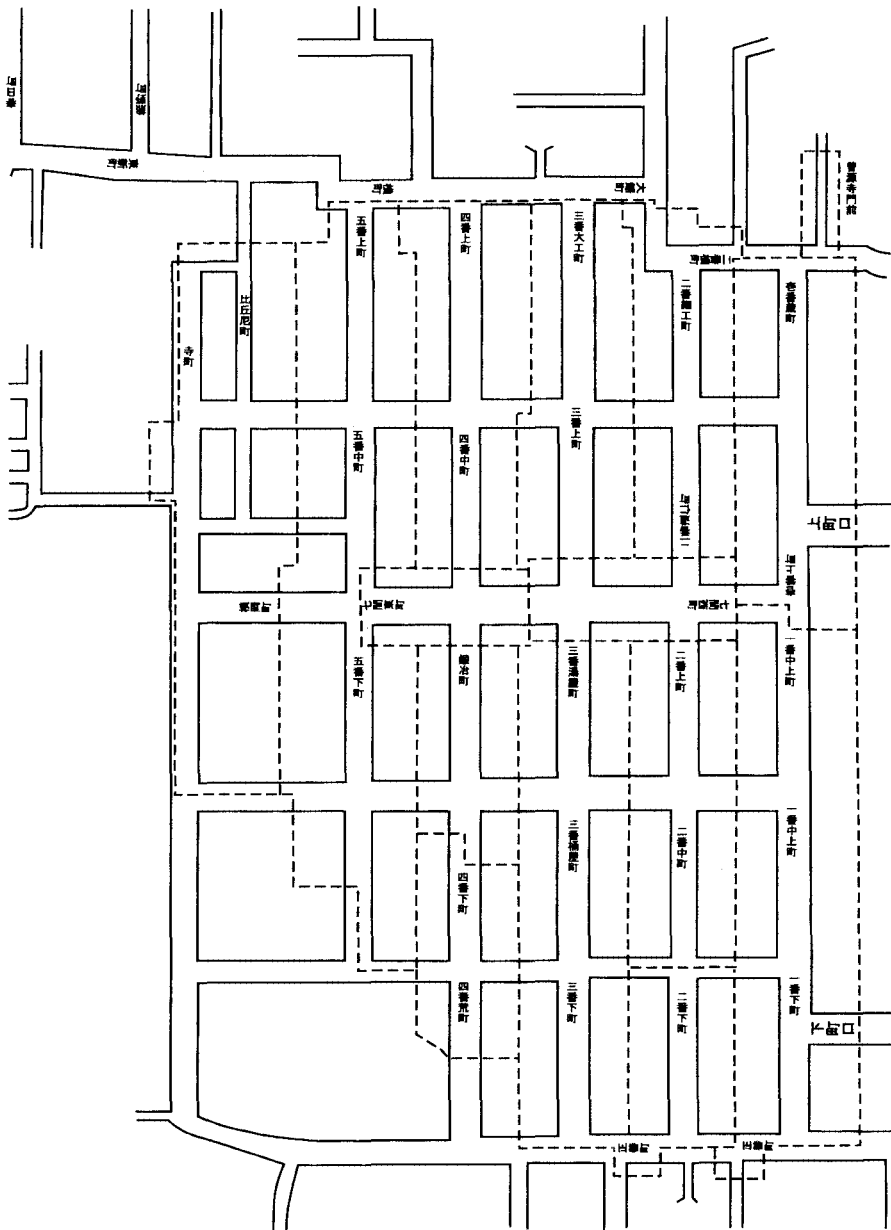


図2 近世大野の旧町名と町界（「大野町道筋江筋絵図」による）

III 庄屋の配置から見た町人地

(1) 宝永元年の庄屋数と管轄区域

これまでの検討によって、大野町道筋江筋絵図に記載されていた38町は、絵図中に書き込まれた町界により17区域に再編された、もしくは再編される計画があったことを確認した。しか

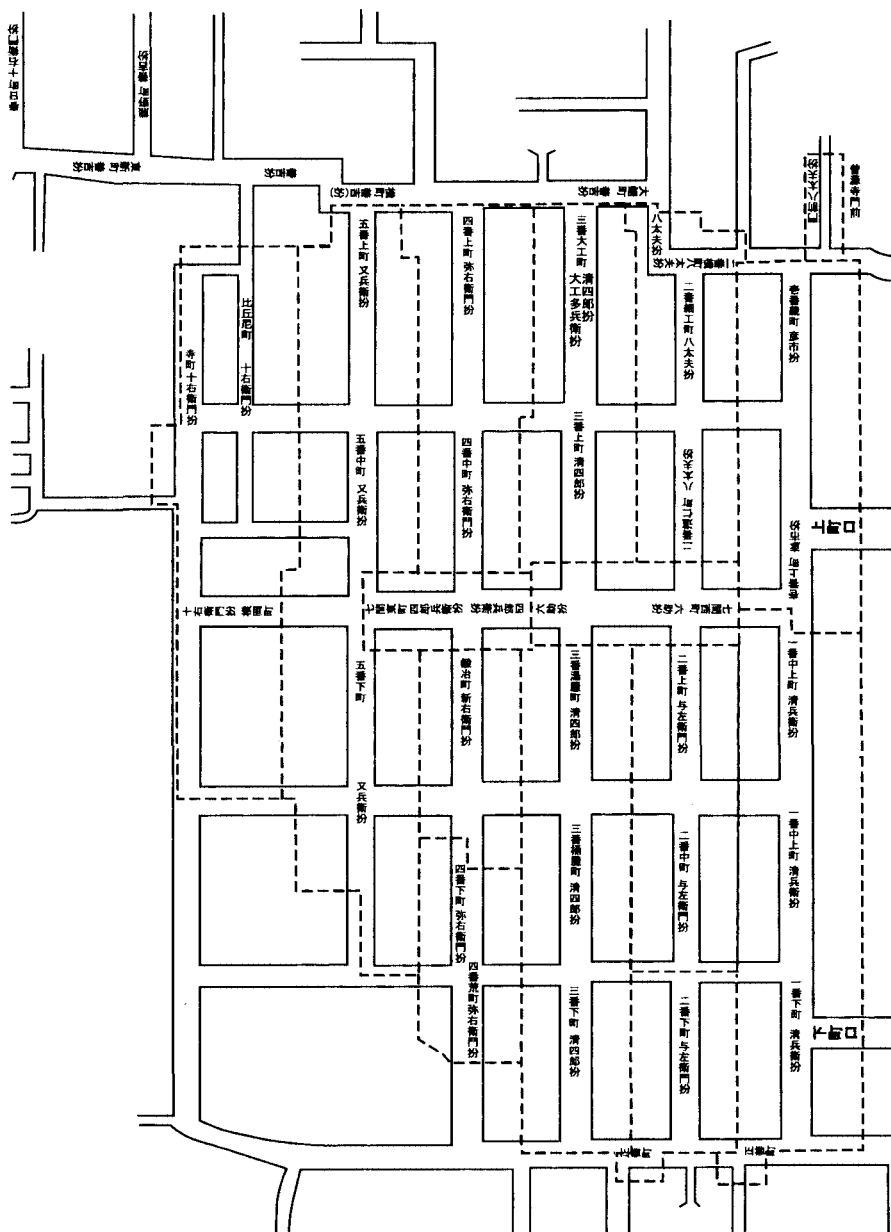


図3 町界と庄屋の管轄区域 (「大野町道筋江筋絵図」による)

し、絵図中に町名とともに「一人一扮」の形式で記載された庄屋数を見ると、13名である。図3はその13名の庄屋が管轄する区域を示したものであるが、内訳は一番町～四番町そして七間町で各2人、五番町で1人、寺町・比丘尼町・春日町の3町で1人、横町・大鋸町・熊野町・東新町の4町で1人となっている。絵図中の町界に基づいて導き出された区域数と文字で記

載された庄屋数の不一致は、両者が異なる時期の情報であることを示している。

また、2代藩主土井利知の治世下で大野は13町の町域と町名が確定していくが（表2）、享保6（1721）年の13町と絵図中の13町とを比べても、同一ではない。たとえば、享保6年には13町の中に寺町はなく、代わって比丘尼町が入っている。それは寺町が消滅したということではない。すでに報告したように、比丘尼町の町域は八間町通以南の寺町通・比丘尼町通と枝町の春日町で⁽¹²⁾、大野町道筋江筋絵図の右右衛門扮の範囲と変わらない。したがって、寺町から比丘尼町への変更は、寺町が純粋な寺院街として町人地から分離した結果として、比丘尼町を町名として採用したために起きたことである。このように、大野町道筋江筋絵図に描かれた町域はこの絵図以前と異なり、またこの絵図以降とでは町名の有無や名称（区域名・町名）の変化などの点で異なっている。

（2）大野町13町の成立

大野町道筋江筋絵図に記載された13人の庄屋が管轄する13町は、同図に記載された町界に基づく区画数とも異なり、また町数・町名が確定している享保6（1721）年の13町とも異なっている。そこで、新たに検討しなければならない点が出てくる。

ア) 大野町13町はいつから始まるのか。

イ) 大野町道筋江筋絵図に記載された13人の庄屋が管轄する町域には町名の記載がない。

13町の町名はいつごろ確定するか。

ウ) 寺町が寺院街として町人地から離れ、比丘尼町がそれに代わるのはいつか。

当面は、以上の3点であろう。ア)については幸いにも土井家入封直後の天和3（1683）年9月の「町惣高書上之写」（以下、惣高書上と呼ぶ）が残されている⁽¹³⁾。現存する惣高書上は写しであるが、表紙に「是迄土井公ニ御座候帳面、明治四年太政官御引渡し後町役所へ御下ケニ相成候由、依而写之置候」とその来歴が記載されている。この記載から、元来町方から藩に提出された文書であることがわかる。記載内容は前後二つに分かれている。前半は奉行宛に町分と枝村5ヶ村の高を列挙し、町高の内訳や引高に関して記載したものである。後半は「跡付り」の記載に続いて亥年（天和3－1683年）・卯年（貞享4－1687年）の各年からの引高や、卯年（貞享4－1687年）・辰年（元禄元－1688年）・酉年（元禄6－1693年）・子年（元禄9－1696年）の各年の永流・川欠高を記載している。以上の内容には明治期の筆写の際に加筆された形跡は今のところ見出せない。したがって、当文書の前半部分は天和3（1683）年に提出された内容をそのまま伝えていと考えられる。

本稿の関心にあわせて惣高書上の前半部分で注目される点は、末尾に「庄屋 忠右衛門印」から「大工方庄屋 与左衛門 印」まで13人の庄屋の署名・押印、続いて月行事2名、町年寄2名の署名・押印があること、各庄屋の署名に管轄する町名の記載がないことである。第1点についていえば、前半記事の末尾に署名した13人の庄屋は大野町を分担して管轄した町庄

屋であることは間違いないと考えられ、土井家入封直後に大野町が13町に編成されていたことを示している。また第2の町名が記載されていない点については、大野町道筋江筋図の記載内容と考え合わせると一人の町庄屋が複数の旧町を管轄してはいるが、管轄区域全体を示す町名が未だなかったと考えられよう。

イ)・ウ) についてその時期を確定できる史料は現時点ではない。少なくとも享保6 (1721) 年までには幕末まで一貫して使用される町名が確定していたことが分かっているだけである (表2)。ただ、享保15 (1730) 年の検地絵図・大野町絵図には依然として三番下町、四番上町・四番下町、五番上町・五番下町、さらに二ノ横町・大鋸町・熊野町・東新町・春日町などの町名が記載されている。二ノ横町以下5町の記載は横町などに比べて明らかに文字が小さく、補助的に記載されたものであることをうかがわせている。これに対して、三番下町以下の5町の記載は壺番上町・壺番下町など同様の書き方である。三番町・四番町・五番町はすでに1町と確定しているが、公的にはともかく、なお旧町名が広く通用していたということであろうか。

IV 町人地の再編過程

以上の検討結果を大野町道筋絵図時絵図の38町を出発点にしてまとめると、大野町の町人地の再編は以下の3段階を経て行われたことになる。

| | 町域 (区画) | | 町名 (区画名) |
|------|----------------------|-------|------------|
| 第一段階 | 38町を17区画に再編成 | ————— | 区域 (町) 名未定 |
| 第二段階 | 17区画を13町に再編成 | ————— | 町名未定 |
| 第三段階 | 寺町と比丘尼町の交代 13町の確定 | ————— | 町名確定 |

このうち、第三段階は寺町・比丘尼町の交代と町名確定は、少なくとも宝永元年～享保6年の間に起きたことである。ただ、この二つの事柄が同時期に起きたというより、一方が他方に先行して進んだと考えるほうが適当であろう。どちらが先行したのかは不明である。また、町名の確定も一気に進んだかどうか疑問である。その一例が五番町である。五番町は最終的に五番町通で1町を形成するが、その町域は第一段階の17区画への再編の段階でほぼ出来上がっていた。しかし、第一段階ではまだ区域名が確定しておらず、旧町名が用いられていた。さらに、五番町の町域・町名が確定した後の享保15 (1730) 年に検地絵図の中に五番上町・五番下町と記載され、五番町とは出てこなかった。検地絵図への町名の記載はその町名が実際にある時期

に用いられていたからであろう。すると、五番町の町名は「五番上町・五番中町・五番下町 → 五番上町・五番下町 → 五番町」という段階を経て確定したことになる。

第二段階の13町への再編成も天和2（1682）年以前の史料がなく、天和2年3月の土井家入封によっておきたとは断言できない。しかし、本稿の冒頭で述べたように検地や町免の改定など大野町政に関わる一連の措置が18世紀前半までに進行していたことを考えると、土井家の下で再編が進んだと考えるほうが自然である。現時点では、第二段階の再編は天和2（1682）年もしくは天和3（1683）年から進んだと考えておきたい。

そのように考えると、第一段階の再編は天和2・3年以前のことか、あるいは土井家入封後に第二段階の再編に先行しておきたことになるが、はっきりしたことはわからない。また、大野町道筋江筋絵図の裏書にある「宝永元甲申年十月」とはこの絵図の作成年月であると理解されてきた。筆者には絵図中の文字に異筆が含まれているようには見えず、1舗の絵図としてはそのような理解で間違いはないと考えている。しかし、宝永元年に作成された絵図の中で宝永元（1704）年の新たな情報と考えて間違いのないものは13人の庄屋名とその管轄区域でしかない。大野町の町人地が13町で構成されることは天和3年の段階で確認されたことであるため、庄屋の交代か管轄する町域に何らかの変更があったという以外にあらためて絵図を作成する理由が見当たらない。絵図作成の動機がどちらなのか不明であるが、宝永元（1704）年のこの絵図が新規にこの年につくられたというのではなく、以前からあった絵図を宝永元年の状況に合わせて書き換え、作成し直したと考えるべきであろう。そして、宝永元年の時点で庄屋の配置を通して町域はほぼ出来上がっていたものの、町名の確定が行われておらず、絵図中に記載された町割の変更を含む町人地の再編状況は再編過程の一断面をとらえたものであったことは明らかである。

おわりに

本稿では宝永元（1704）年の裏書がある大野町道筋江筋絵図を取り上げ、領主の交代を契機にするとされる17世紀町から18世紀初頭の越前大野における町人地の再編過程を追ってきた。そこで明らかになったことは、町人地の再編のうち町割の変更と新たな町名の確定が少なくとも三つの段階を経て享保6（1721）年までに完了したこと、町割の変更が南北街路を町通りとする都市構造から東西街路を町通りとする構造へ変化させたと考えられること、大野町道筋江筋絵図はその再編過程の第二段階の一断面を表したものであったこと、などである。

歴史地理学ではしばしば地割や町割の歴史的な継承性を無批判に受け入れてきた。しかし、以上の結果はそうした態度に対する疑問を惹起させる。大野では町人地の再編過程で街区形態が大きく変化することはなしに、町割の変更が進んだ。それは、従来の城下町絵図の使用法では見逃されがちな変化である。その見えにくい変化が都市構造にまで影響を及ぼすことがあ

る点はこれからも十分に留意すべきであろう。

〔注〕

- (1) 矢守一彦 (1970) 『都市プランの研究 変容系列と空間構成』、大明堂、pp247～285.
- (2) 町人地について詳細な記載がある城下町絵図を用いても、矢守の城下町類型に議論が落ち着く研究が相当数ある。たとえば、関戸明子・奥土居尚 (1996) 「高崎城下町の形成過程と地域構成」、歴史地理学38-4、pp1～20。関戸明子・木部一幸 (1998) 「館林城下町の歴史の変遷と地域構成」、歴史地理学40-4、pp19～37.
- (3) 近世大野ではしばしば大火が発生しているが、現存する絵図は文政5年に大火の際のものである。文政5年の大火後、火除地の設置を理由に町屋の移転が実施された。この町屋移転に関して、「一番上町・二番上町引越絵図」、「大野町引越絵図」、「一番上町・二番上町之者引越場所計画図」、「一番上・二番上町引越予定図」の4舗が作成されている。これらの絵図町屋の移転計画、実際の移転状況については、渡邊秀一 (2001) 「近世大野の火災と城下町の変容—文政期の町屋移転をめぐって—」(高木正朗編『空間と移動の歴史地理』、古今書院、所収)、pp75～109. を参照。
- (4) いずれも斎藤寿々子家文書 (大野市歴史民俗資料館寄託)。本来町蔵に所蔵されていた絵図を『大野町史』編さんの折に斎藤家が収集し、所蔵してきたものである。なお、大野町道筋江筋絵図・大野町絵図・大野町免割絵図については、大野市歴史民俗資料館編 (1994) 『絵図が語る大野 城 町 村』に写真版がある。また、大野町并浮地絵図は、福井県編 (1990) 『福井県史 史料編16 上 絵図・地図』、にその複製が収められている。
- (5) 枝町のように自立した町とはいえないものが、春日町・熊野町のほかに、東新町・(曾源寺) 門前・二番横町・大鋸町など多数含まれている。
- (6) ニノ横町・後寺町を含むため19町であるが、実質的にはこの2町を除いた17町である。
- (7) 大野町免割絵図の絵図上には記載のない町名が4ヵ所あるが、寺町を除いて実際には存在している。また、大工町・鍛冶町はそれぞれ三番上町・四番町と入り組み、1町として記載されていないが、実際には三番上町・四番町とは別個の町である。これらに加えて既述の枝町等を除き、実質13町とした。
- (8) 寛永12～21年「越前大野城図」(大野市歴史民俗資料館編 (1994) 『絵図が語る大野 城 町 村』、所収)、pp13.
- (9) 原田伴彦・矢守一彦編 (1982) 『浅野文庫蔵諸国当城之図』、新人物往来者、pp95.
- (10) 前田育徳会尊経閣文庫編 (2000) 『尊経閣文庫蔵 諸国居城図』、新人物往来者、pp114.
- (11) ここで「町」とせず、「区域」としたのは、(曾源寺) 門前を1町として扱うことが適当かどうか、判断できる史料がないためである。この(曾源寺) 門前以外は町として扱うことができる。
- (12) 渡邊秀一 (2001) 「近世大野の町屋移転—比丘尼町の場合—」、文学部論集第85号 (佛教大学文学部)、pp135～149.
- (13) 宮澤秀和家文書「町惣高書上之写」(福井県 (1992) 『福井県史 史料編7 中・近世五』、所収)、pp432～435.

(わたなべ ひでかず 人文学科)

2006年10月19日受理